

2014年陽春号目次

1. 個人情報保護法改正の動向について
2. シリーズ：Pマーク取得のための勤どころ（その6：PMS社員教育）
3. 平成24年度における保険代理店のPマーク取得動向について
4. ご存知ですか！Pマーク制度の根幹となる個人情報保護マネジメントシステム
5. トムソンネットからのお知らせ

## 1. 個人情報保護法改正の動向について

政府のIT総合戦略本部が開催する「パーソナルデータに関する検討会」が、昨年12月20日に決定した「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」によれば、2014年6月に個人情報保護法改正の大綱決定・公表し、パブリックコメントを受け付け、法案を作成し、2015年1月の通常国会に提出する段取りが描かれています。いよいよ来年早々には個人情報保護法の改正が具体化の見通しです。

### (1) 「パーソナルデータに関する検討会」における議論でほぼ確定した事項

- ①マイナンバー制度向け「特定個人情報保護委員会」にプライバシーコミッショナーとしての機能を持たせる。

すなわち、データの利活用を監視するプライバシーコミッショナーを設置することとし、マイナンバー制度に伴い発足する第三者組織である「特定個人情報保護委員会」を受け皿とするで方向づけられています。

因みに「特定個人情報保護委員会」は、マイナンバー制度(行政手続番号法)の個人番号などの適正な取り扱いを確保するために必要な措置を担う内閣府外局の第三者機関で、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の取り扱いに関する監視・監督(立入調査、報告要求、指導、助言、勧告、命令などの権限の行使)や、情報保護評価(指針の策定や評価書の承認)、特定個人情報の保護についての広報・啓発のほか、これらの事務のために必要となる調査・研究、国際協力などを行うことが予定されています。

- ②個人特定の可能性を低減した(匿名化処理をした)パーソナルデータについて新たな類型を創設し、「本人の同意なく第三者に提供できる」などの柔軟な扱いを認める。

これはビッグデータに関わるもので、個人情報との線引きが不明確なパーソナルデータに新たな類型を創設し、データ利活用に関する規制を緩和し、有効活用を図って行こうとするものです。

### (2) 今後さらに検討が必要とされる事項

2014年4月24日に第8回目の「パーソナルデータに関する検討会」が開催されていますが、事務局が提案している「『準個人情報』などの類型を示した案」「個人情報取扱い事業者の開示、利用停止などに本人による民事上の請求権を規定する案」「クラウドサービスなど海外事業者にも域外適用する案」の論議のほか、法改正の是非についても識者の意見が述べられているようです。

今回は現在のビジネス環境に即して、「個人情報」定義の外側にある「パーソナルデータ」の存在や「プライバシー」の考え方も含めた法制度を検討しようということになっています。6月に公表が予定される個人情報保護法改正大綱の内容が注目されるどころです。

## 2. シリーズ：Pマーク取得のための勤どころ（その6：PMS社員教育）

前回は個人情報保護マネジメントシステム（以下PMS）における各種規程の文書化を説明しました。PMSの規程が出来上がれば、次は規程に基づき実際の運用に移って行きますが、その前に欠かすことのできない大切なステップがあります。

それはPMSを従業者に周知徹底させるための「社員教育」です。

具体的には、役員、従業員への適切な教育を行う手順を文書化し遵守するとともに、PMSでは実施した教育の記録を保管することが求められています。そこで今回は、社員教育のポイントを説明します。

### （1）PMSが求める社員教育の概要は以下の通りです

- a：対象者・・・当該企業に関連する役員、社員、契約社員、派遣社員などすべての従業者
- b：狙い・・・①PMSに適合することの重要性及び利点を理解させる  
②PMSに適合するための役割及び責任を理解させる  
③PMSに違反した際に予想される結果を理解させる
- c：ルール・・・教育計画を作成して教育を実施  
(適切な教育ツールを採用して、理解できたかどうか確認が出来るような教育を行う)
- d：記録・・・教育の記録の作成、教育記録の管理

### （2）教育カリキュラムの内容

区分	具体的な教育内容
【PMSに適合することの重要性及び利点】	<ul style="list-style-type: none"><li>●プライバシーマークを取得すること</li><li>●最新の個人情報漏えい事故事例</li><li>●個人情報保護の必要性（※毎年復習）</li><li>●個人情報保護マネジメントシステムによる活用について</li></ul>
【PMSに適合するための役割及び責任】	<ul style="list-style-type: none"><li>●個人情報保護マネジメントシステムの体制における役割と責任</li><li>●個人情報を預かるとき・保管するとき・利用するときの留意点</li><li>●個人情報取扱い業務を外部に委託するときの留意点</li><li>●個人情報が記載されている書類や記録媒体を廃棄するときの留意点</li><li>●PCや情報システムを使用するときの留意点</li><li>●電子メールを使用するときの留意点</li><li>●PCや記録媒体を持ち出すときの留意点</li><li>●個人情報のクレームがあった場合の留意点</li><li>●離席するときのやるべきこと</li><li>●内部監査をうけるときの留意点</li></ul>
【PMSに違反した際に予想される結果】	<ul style="list-style-type: none"><li>●個人情報を漏えいさせた場合の当社はどうか（※毎年復習）</li><li>●個人情報を漏えいさせた場合の私はどうか（※毎年復習）</li></ul>

### （3）PMS教育における留意点

教育はすべての従業者に対して実施しなければなりません。直接に個人情報を取り扱わない業務に従事している部門についても、従業者の情報や名刺の情報を取り扱う可能性があるため、社内の全部門で教育を行う必要があります。但し、教育内容は個人情報を取り扱うリスクの発生の可能性に応じて、レベル差を設けて実施してよいことになっています。

教育方法は、集合教育である必要はなく、eラーニング等によって行うことが可能です。

また、教育の頻度については、少なくとも年一回以上実施することが求められています。

### 3. 平成24年度における保険代理店のPマーク取得動向について

昨年の金融審・保険ワーキング報告書等の影響により、保険代理店におけるPマーク取得への関心は従来以上に高まっているようですが、昨年（平成25年）のPマーク取得動向をJIPDECの公表資料を中心に振り返ってみました。

- (1) 平成25年1月～12月の間に、新たにPマークを取得したのは下記の17保険代理店です。  
 一昨年（平成24年）の27保険代理店には及びませんでしたが、17事業所というのはレベルの高い数字です。

所在地	保険代理店名（取得時期）
福島県	ゼビオインシュアランスサービス株式会社（3月）
茨城県	関友商事株式会社（2月）
埼玉県	日本ビュート株式会社（2月）
東京都	株式会社ピーインシュアランス（4月）MSK保険センター株式会社（6月） 株式会社ANSIN-LINK（8月）株式会社ハーバー・ブレイン（10月） 株式会社Life Design（12月）
大阪府	ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社（2月） 株式会社日商エージェンシー（11月）
和歌山県	ノイエス株式会社（11月）
兵庫県	株式会社ワガンセ（2月）
福岡県	株式会社アイリー（4月）西日本ユウコー商事株式会社（7月）
大分県	有限会社ヒョーマック大分（1月）九州共栄ファミリー株式会社（3月） 株式会社エヌケー保険サービス（4月）

- (2) 17社代理店の取得で以下のことが特記されます。
- ①保険代理店のPマーク取得は、これまで東京に営業基盤を持つ代理店が中心でしたが、昨年Pマークを取得した保険代理店を地域別にみると、上記の通り東京5社、関東3社、関西4社、九州5社となっており、Pマーク取得では従来やや出遅れていた西日本の保険代理店での取得が目立ちました。中でも大分県で3社取得していることが目を引きます。
  - ②これまで殆どPマーク取得をしていなかった地方銀行関連の保険代理店でも、昨年は漸く2社が取得しました。今後他の地方銀行関連の機関代理店への波及が注目されます。
  - ③新たにPマークを取得した代理店について業務形態別にみると、生損保乗合（10社）、AFLAC専属（3社）、その他／不明を含む（4社）となっています。

- (3) 昨年の保険代理店業におけるPマーク更改率は83%でした。  
 昨年（平成25年）、2年毎のPマークの更新を迎えていた保険代理店は29社ありました。  
 内24社がPマークを継続更新しましたので、継続率は83%です。  
 Pマークの更新率は、全体ベースでは凡そ75%前後とされていますので、保険代理店を業種単位でみた場合の継続率は決して低いものではありませんが、社会的に個人情報保護への関心が高まり、Pマーク取得の重要性が叫ばれる昨今、5社が一旦Pマークを取得しながら更新を行っていないことは残念です。中にはこれまで4回、3回と更新を重ねてきたにも拘わらず、昨年の更新を見送った会社もありました。

- (4) 現在（2014年4月）のPマーク取得保険代理店数は98社で、100社超えにもう一歩です。  
 今年も既に5社が新たにPマークを取得していますので、待望の保険代理店業におけるPマーク取得100社超えは、間もなく実現することが見込まれます。

冒頭でも触れましたが、昨年の金融審・保険ワーキング報告書が出された以降、個人情報保護法改正の動きと相俟って、弊社にもPマーク取得に関する問い合わせや相談が多く寄せられていますので、今年の後半から来年に掛けて保険代理店のPマーク取得が大きく動くことが予想されます。

## 4. ご存知ですか！ Pマーク制度の根幹となる個人情報保護マネジメントシステム

### Q1. Pマーク制度の概要を教えてください

個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を認証基準に創設された第三者認証制度で、「Pマーク審査機関あるいは指定審査機関」(JIPDEC、JUASなど19の審査機関がある)に申請し、プライバシーマーク付与適格性審査を経て、適格企業に「Pマーク」を付与する制度です。

現在(平成26年4月18日)、13,578の事業所が付与適格決定され、ほとんどの上場企業が付与適格決定を取得しています。保険業では、126社(保険業8社、保険媒体代理業98社、保険サービス業15社、共済事業5社 JIPDECの分類による)が付与適格決定を受けています。

最近では、生保来店型販売代理店の取得が目立っています。

### Q2. 個人情報保護マネジメントシステム(以下PMS)とはどのようなものですか

個人情報マネジメントシステム(PMS)とは、「事業者が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステム」のことを云います。

PMSでは、次の40項目を要求項目に掲げています。

#### (1)PDCAの確立(継続的管理)に関する規格事項(20項目)

適用範囲/用語及び定義/一般要求事項/個人情報保護方針/法令、国が定める指針その他の規範/資源、役割、責任及び権利/内部規定/計画書/緊急事態への準備/従業員の監督/委託先の監督/教育/文書の範囲/文書管理/記録の管理/苦情及び相談への対応/運用の確認/監査/是正処置及び予防処置/事業者の代表者による見直し

#### (2)個人情報のリスク管理・安全管理に関する規格事項(4項目)

個人情報の特定/リスクなどの認識、分析及び対策/正確性の確保/安全管理措置

#### (3)個人情報の取扱いに関する規格事項(16項目)

運用手順/利用目的の特定/適正な取得/特定の機微な個人情報の取得、利用および提供の制限/本人から直接書面によって取得する場合の措置/個人情報を3.4.2.4(直接本人から文書で)以外の方法によって取得した場合の措置/利用に関する措置/本人にアクセスする場合の措置/提供に関する措置/個人情報に関する権利/開示等の求めに応じる手続き/開示対象個人情報に関する事項の周知/開示対象個人情報の利用目的の通知/開示/訂正・追加または削除/利用又は提供の拒否の各権利について

### Q3. PMSにおける運用のポイントは何か

PMS運用の主たる狙いは以下の3点です

#### (1)PDCAを確立(継続的改善)すること

**【PLAN】**計画書の作成/(年間運用計画書、教育計画書、監査計画書)⇒**【DO】**実施及び運用⇒**【CHECK】**運用点検の実施/(「運用点検チェックリスト」)⇒監査の実施(規程類の規格適合性監査、運用監査、リスク対策監査)⇒**【ACTION】**是正措置及び予防措置の実施⇒代表者による見直しの実施

#### (2)個人情報のリスク管理・安全管理を行うこと

個人情報の特定⇒リスク分析⇒安全管理策の策定⇒安全管理細則としてルール化⇒確実な実行

#### (3)個人情報の取扱いルールを確立すること

利用目的の特定

適正な取得

6つの取扱い類型により規制する(機微な個人情報/取得/利用/アクセス/提供/開示等)、個人情報

**上記の通りPMSはPマーク取得における根幹となる基本ルールです。**

## 5. トムソンネットからのお知らせ

弊社では、保険代理店様の抱えている業務の改善、システム化の推進、人材の育成等々の課題を解決するために、最新の技術、業界動向を盛り込んだ、各種ソリューションを用意しております。是非、お気軽にご相談下さい。

なお、各種ソリューションの詳細につきましては、弊社ホームページに掲載致しております。

**Pマークをはじめとして各種ご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！**

<p><b>連絡先</b> 株式会社 トムソンネット(<a href="http://www.tmsn.net/">http://www.tmsn.net/</a>) 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-18-1 三井ビル 7階 <b>電話</b> 03-3249-9432 <b>FAX</b>03-5259-5835 <b>担当:</b> 岩原 秀雄 <b>TEL</b> 090-5528-1712 <b>本間 晋吾 TEL</b> 090-2762-4623</p>
---